

三田市農地等利用最適化推進施策の改善に係る意見書

令和4年2月9日

三田市農業委員会

1 意見書の趣旨

三田市農業委員会の使命は次世代へ優良な形で農地を引き継いでいくことであり、三田の魅力である「里山の自然環境や景観」を守り続けていくことに繋がるものです。

特に水稲作は、古来より連綿と行われ、それによって今に繋がる里山の景観と暮らしの在りようが形作られてきたといえます。

しかしながら、本市の水稲作の現状は、耕作者の高齢化が進み、体力的に農作業の継続が困難な人が増えてきている中、農業機械の更新等に多額の経費を要するものの、低下した米価ではそれに見合う収入が期待できないことから、農業機械の更新時に耕作継続の断念を考えるなど、水稲作の継続意欲の低下を招来していることも否めず、従来、親から子へと代々引き継がれてきた農業経営が断念されるようなケースが増えてきており、大変厳しい状況となっています。

スマート農業が展開されることには大いに期待するところですが、反面、高機能になればなるほどその費用は高額となることなど農業を取り巻く課題は様々なものがあります。

優良に農地を維持管理していくには、とりわけ農業者が水稲作を安心して取り組むことができるようにするとともに、その農業経営に少しでも希望が持てる支援と仕組みが必要であり、課題の中には農業者個人だけでは解決できないものがあります。

今回の意見書は農業委員会法第38条の規定に基づき、農地等利用の最適化の推進の観点から様々な課題解決に向けて、これまで一定施策を講じられているところですが、市の施策の改善についてご検討いただきたいため、提出するものです。

2 市の施策の改善に係る具体的な課題と意見

(1) 人・農地プラン策定集落の早期拡大と水稲作等による農地の維持管理計画策定の推進

人・農地プランは高齢化等に伴う耕作が困難となる集落内の農地を今後、誰が、どのように耕作・維持していくかを計画するもので、次世代に優良に農地を引き継ぐ上での重要な取り組みで、農地の利用集積・集約化が図られることや、持続的かつ効率的な生産体制の構築に繋がるものです。

また、プラン策定は国県の補助事業採択要件の重要なポイントとなっていることや国では法定化する動きが見られることから特に重点的かつ早期に推進する必要があります。

さらに、本市の抱える営農環境は市街化区域にある所、中山間地域にある所、基盤整備がされていない農地が多い所、有害鳥獣被害が多い所など地域により抱える課題や状況は異なることから、プラン策定と併せて課題や状況に沿ったより詳細な農地の維持管理計画の策定を推進していく必要があります。

ア 人・農地プラン策定集落の早期拡大

早期にプラン策定済みの集落を拡大させる必要があり、そのためには農業者の気づきが一層深まり、機運が醸成される取り組みが必要です。

市、兵庫六甲農業協同組合、阪神農地管理事務所、阪神農業改良普及センター、当委員会が一体となるチームを早急に形成し、これまで以上に強く推進することを検討してください。

イ 個別状況に応じた水稲作等による農地の維持管理計画策定の推進

個々の集落がおかれた課題や状況を深く掘り下げ、その課題に応じた集落単位の農地の維持管理計画の策定の推進について検討してください。

(2) 有害鳥獣の被害対策支援の拡充

有害鳥獣の問題は農村部だけではなく市街化区域でも発生しており、農作物に対する被害だけでなく、市民生活における安全面の課題も生じています。

特に農村部では農作物に甚大な被害が生じ、被害を受けた農地の遊休農地化が危惧されるとともに、被害が多い地域では耕作ができない所有者の農地を借受する担い手も敬遠する状況が生じています。

ア 集落柵等広域かつ有効性の高い被害対策の拡充

集落柵等広域かつ有効性の高い被害対策の導入集落数は決して多い状態ではなく、短期間に導入集落を増やすことが必要です。導入に係るハードルを低くするとともにこれまで以上に地域への情報提供などの対応を検討してください。

イ 里山林等へのバッファゾーンの整備促進

有害鳥獣の被害対策として里山林等にバッファゾーン(緩衝帯)を整備することも有効な方法です。広域的な整備及びその持続的・効率的な維持運営が進むようモデル集落づくりをするなどの取り組みを検討してください。

(3) 農業機械等の装備や農地整備に対する支援の拡充

水稲作は他品目の栽培と比較し、多額の設備投資が必要で、その資金捻出は集落営農組織・認定農業者・新規就農者・兼業農家の共通の課題です。装備の高騰化と米価の低下により一層厳しい状況であり、経営の厳しさから水稲作を希望する新規就農者は極めて少なく、将来の担い手の確保にも大きな影響を与えています。これらの装備の導入・更新の支援の拡充により、集落営農組織等既存の担い手の健全経営を継続させるだけでなく、新規就農者等の新たな担い手の確保にも繋がります。

ア 将来、継続して営農を計画する水稲作農業者への装備支援の拡充

人・農地プランにおける中心経営体等の将来一定期間継続して営農を計画する水稲作農業者(兼業農家も含め)の装備について、これまで以上により一層の支援の充実(要件の緩和や支援割合の増による自己負担の低減等)を検討してください。

イ スマート農業を効率的に展開するための農地整備の支援

ICT技術を用いた農業機械等を効率よく活用するため、これまで基盤整備されていない農地の整備とともに、過去に基盤整備された農地についても再度、大区画化するなどの再整備の支援について検討してください。

(4) 人材等の確保に対する制度の創設と支援

市内には集落営農組織や認定農業者が活躍されていますが、ここにも高齢化の問題が生じています。集落営農組織内で活動される農業者の数が少なくなるとともに水稲作の認定農業者も高齢化によってリタイアしていくなど、担い手も弱体化し、人材不足が生じています。

ア 人と機材の連携制度の創設と運営支援

植付や収穫等の際に必要な生産資源(人材と装備)は立地、作物、品種によって必要とする時期に多少のズレが生じます。生産資源の効率的な確保の観点からこのズレを活用し、異なる経営体(集落営農組織、認定農業者、新規就農者等)間での生産資源の需給調整(人材融通・装備融通)が一定可能と考えられることから、連携制度の創設と運営支援について検討してください。

イ 農業ボランティア制度の創設と運営支援

農業をされていない人の中にはボランティアなど農業に関わりたい人もおられ、人材確保対策の一つとして、活用を図るための農業ボランティア制度の創設とその運営支援について検討してください。

(5) 遊休農地の解消・発生防止と農地利用の集積化に繋げる支援の拡充

遊休農地の解消には耕作を再開する必要がありますが、その前に繁茂した雑草等を一旦除去等整備する必要があります。様々な事情から所有者が整備することは極めて少ない状態で、雑草等が繁茂した農地を借受する農業者はなく、塩漬け状態となっています。

また、耕作することが出来ない農地を遊休農地にしないよう草刈等の保全管理をされている農業者の負担も高齢化等により相当厳しくなっていることから、今後実施されなくなることにより、遊休農地になることが危惧されます。

さらに、昨今、畔の草刈り等の農地の管理は担い手が借受した場合であっても、経営上の厳しさから、所有者による畔の草刈り等を求める傾向が強まっており、所有者が対応出来ない場合、借受されないことから農地利用の集積化に影響を与えるとともに遊休農地化することが危惧されます。

ア 遊休農地の解消・発生防止のための農地改良と保全管理に係る支援の拡充

遊休農地の解消・発生防止を図るため、耕作再開に伴う雑草等の除去・畔の補修・水路の復旧等の軽度の農地改良に係る支援や保全管理活動のより一層の支援について検討してください。

イ 農地利用の集積化に繋げる農地管理に対する支援の拡充

担い手により借受される農地について、農地利用の集積化をより一層推進するため、畔の草刈り等の農地管理に係るより一層の支援について検討してください。

3 農業委員会事務局体制の充実

農業委員会の活動は大きく分けて、農地法等に基づく許可等の事務、農地利用の最適化の推進の事務に大別され、これまで事務局の人員体制の充実をお願いしてきたところですが、厳しい状態であり、農地法等に基づく許可等の事務に対することで精一杯の状況で農地利用の最適化の推進の事務に伴う委員活動を支えることは出来ておらず、委員会活動に大きな支障が生じています。

については、農地利用の最適化の推進や適切な委員会活動を確保するため、事務局の職員体制の見直しと充実について検討してください。